

財形預金

一般財形預金・財形年金預金・財形住宅預金

天引き積み立てで、確かな財産づくり。



 本商品は、旧中央三井信託銀行の店舗でのお取り扱いとなります。

<https://www.smtb.jp/>

詳しくはご勤務先の財形ご担当者さま、または当社ホームページにてご確認ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



旅行・結婚・お子さまの教育資金など、自由な財産形成に

一般財形預金

勤労者の方なら、
どなたでも加入できます。

勤労者の方なら年齢の制限なく、役員の方を除いてどなたでもご加入いただけます（役員の方でも代表権・業務執行権を持たず、部長・工場長などを兼務している場合は加入できます）。

目的が自由な財形預金です。

旅行資金・マイカー購入資金・結婚資金など、預金のお使いみちは自由です。

要 件	内 容
加 入 資 格	勤労者の方（年齢制限はありません）。
ご 契 約	お一人さまで複数の契約が可能です。
積 立 期 間	3年以上
積 立 方 法	お給料・ボーナスからの天引き預け入れ
運 用 方 法	期日指定定期、または期間5年のスーパー定期で運用
適 用 利 率	店頭に表示する、当社所定の利率
非 課 税 制 度	適用されません。
払 い 出 し	1万円以上の金額で、一部または全額払い出すことができます。
払 出 要 件	用途に制限なく自由に払い出すことができます。

退職後の豊かで安定したセカンドライフの資金に

財形年金預金

満55歳未満の勤労者の方なら、
どなたでも加入できます。

満55歳未満の勤労者の方なら、役員の方を除いてどなたでもご加入いただけます（役員の方でも代表権・業務執行権を持たず、部長・工場長などを兼務している場合は加入できます）。

年金として受け取ることを
目的とした財形預金です。

満60歳に達した日以降、積み立てた預金を3カ月ごとに定期的に年金として受け取る財形預金です。据置期間は6カ月以上5年以内。年金として受け取る期間は、5年以上20年以内です。

※原則、年金支払い以外の払い出し・解約はできません。
※年金支払いが5年以上行われなかった場合、または年金支払い以外の払い出しをした場合など、勤労者財産形成促進法に定める要件に違反した時は、過去5年間にわたって遡及して税金が追徴されます。

非課税枠がご利用いただけます。

財形住宅と合算して、元利金合計550万円まで非課税です。また、退職後も受取期間中は引き続き非課税の特典が適用されます。

要 件	内 容
加 入 資 格	満55歳未満の勤労者の方
ご 契 約	お一人さま1契約
積 立 期 間	5年以上
積 立 方 法	お給料・ボーナスからの天引き預け入れ
据 置 期 間	6カ月以上5年以内
適 用 利 率	店頭に表示する、当社所定の利率
非課税限度額	財形住宅と合算で550万円
お受取方法	☆受取開始日 …………… 満60歳に達した日以降 ☆受取期間 …………… 5年以上20年以内 3カ月ごとに受取指定口座へお振り込みいたします。

※年金支払い以外の払い出し・解約はできません。

マイホームの建築または購入やマイホームの増改築・模様替えなどの資金に

財形住宅預金

満55歳未満の勤労者の方なら、
どなたでもご加入いただけます。

満55歳未満の勤労者の方なら、役員の方を除いてどなたでもご加入いただけます（役員の方でも代表権・業務執行権を持たず、部長・工場長などを兼務している場合は加入できます）。

住宅の取得・増改築を目的とした
財形預金です。

加入者ご自身が居住する住宅の取得・増改築のための費用への充当を目的とした財形預金です。

※払い出した資金は住宅の取得・増改築などの支払いに充当される場合に限ります。
※住宅の取得・増改築など以外の払い出しをした場合など、勤労者財産形成促進法に定める要件に違反した時は、過去5年間にわたって遡及して税金が追徴されます。
※払い出しについての詳しい要件などについては、ご勤務先の財形窓口へお問い合わせください。

非課税枠がご利用いただけます。

財形年金と合算して、元利金合計550万円まで非課税です。

要 件	内 容
加 入 資 格	満55歳未満の勤労者の方
ご 契 約	お一人さま1契約
積 立 期 間	5年以上
積 立 方 法	お給料・ボーナスからの天引き預け入れ
運 用 方 法	期日指定定期または期間5年のスーパー定期で運用
適 用 利 率	店頭に表示する、当社所定の利率
非課税限度額	財形年金と合算で550万円
払 出 方 法	住宅取得などの前に一部払い出し、住宅取得などの日以降に残額を払い出すことができます。 〈一部払い出し〉 払出限度：財形住宅預金残高の90％または住宅取得などに要する費用のいずれか低い金額 〈残額払い出し〉 払出限度：住宅取得などに要する費用の額から一部払い出しの額を差し引いた金額 払出期限：一部払い出しの日から2年以内かつ住宅取得などの日から1年以内
	住宅取得などの後に払い出す場合 払出限度：住宅取得などに要した費用の額以下の金額 払出期限：住宅取得などの日から1年以内
払い出しの際には、用途などを確認できる書類等をご提出いただけます。 詳しくはご勤務先の財形窓口にお問い合わせください。	
払 出 要 件	住宅取得費（マンション・中古住宅を含む）の支払いおよび増改築などの工事に関する費用（ただし75万円超）の支払いなど。詳しくはご勤務先の財形窓口にお問い合わせください。

※原則として持ち家取得・増改築などの支払い以外の払い出し・解約はできません。

金融サービス提供法に係る重要事項のご説明書

● 財形預金、財形年金預金、財形住宅預金をお申込みのお客様へ

- この財形預金は、元本保証商品です。預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻を停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。
- 適用金利については、お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
- 満期日前にご解約の場合は、当社所定の中途解約利率により計算した利息を、元本とともにお支払いします。

ただし、財形年金預金および財形住宅預金の場合、勤労者財産形成促進法で定める要件以外のお払出は、原則として出来ません。やむを得ない場合は解約扱いとなるうえ、払出日にお受取りになる利子等と、払出日の5年前応当日以降にお受取になった利子等が課税扱いとなることがあります。

4.なお、自動継続扱いの場合、ご継続時には改めてのご説明はいたしませんのでご了承ください。